

議案第 97 号

権利の放棄について

次のとおり、権利を放棄することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 9 日

山都町長 梅田 穰

- 1 放棄する権利 水道料金債権（延滞金及び督促手数料含む。）
- 2 債務者 債務者 B（住所：佐賀県佐賀市）
- 3 放棄する債権の額 9,567 円
- 4 放棄の理由 債務者は水道の閉栓届出をせずに退去、平成 27 年 12 月 11 日に職権で閉栓を行う。転居先が判明し書類等を送るも、その後所在不明となる。本籍不明により現住所特定が困難なため財産の存否も明らかではない。

さらに、民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 173 条第 1 号に規定する 2 年間の消滅時効期間が既に経過しているため。

(提案理由)

本町が保有する債権（支払請求権）を放棄するためには、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。